

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (追補版)の概要案

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、2017年12月、学識経験者・施設管理者団体・障害者団体等から構成される検討会を設置し、2018年6月、車椅子利用者用客室の設置基準の見直しを含めて、ホテル又は旅館のバリアフリー化を総合的に推進するための対応方針を策定した。
- この対応方針を受け、2018年9月、改めて学識経験者・施設管理者団体・障害者団体・設計団体等から構成される検討会を立ち上げ、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に、ホテル又は旅館の客室基準見直しを反映するとともに、客室モデルのバリエーション、客室や共用部分の配慮事項及び多様な優良事例の追加等を行い、2019年3月に建築設計標準の追補版を策定予定。

現状の課題

- ①複数のBF客室へのニーズ
- ②BF客室の稼働率が低い
- ③BF客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要
- ④多様なニーズ(広さ、設備、価格等)に対応した客室が不足
- ⑤バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ⑥段差解消などの共用部のバリアフリー化やソフト面での対応が必要

主な改正事項

1. 車椅子利用者用客室設置数の基準見直しの反映

- 床面積2,000m²以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要な車椅子利用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

- 2-1. ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点の充実
- 2-2. 車椅子利用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し
- 2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子利用者用客室の改修モデルの追加
- 2-4. 和風旅館における車椅子利用者用客室のモデルの追加
- 2-5. 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

- 3-1. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加
- 3-2. ホテル・旅館における共用部分の配慮事項の追加

4. 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

- ホテル・旅館の幅広い設計情報等の提供
(バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながる効果的なバリアフリー改修等)
- ソフト面も含めたバリアフリー対応が充実されている事例紹介 (情報伝達手段、貸し出し等)

①～⑤は、「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」の第4回資料より抜粋。
⑥は、同検討会(第4回)の指摘事項より抜粋。

1. 車椅子利用者用客室設置数の基準見直しの反映

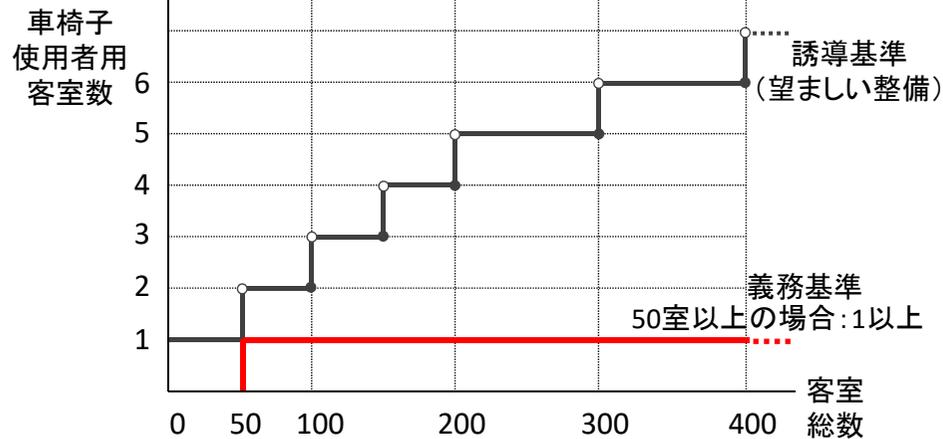
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、急速な高齢化の進行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加等により、宿泊施設を含む建築物の一層のバリアフリー化が求められている。
- これらを踏まえ、床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築にする場合に必要な車椅子利用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正しており、この基準見直しを建築設計標準に反映する。

現行

【車椅子利用者用客室の設置数(義務基準)】

- 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築※1する場合は、**1室以上**の車椅子利用者用客室を設ける。

※1: 建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。



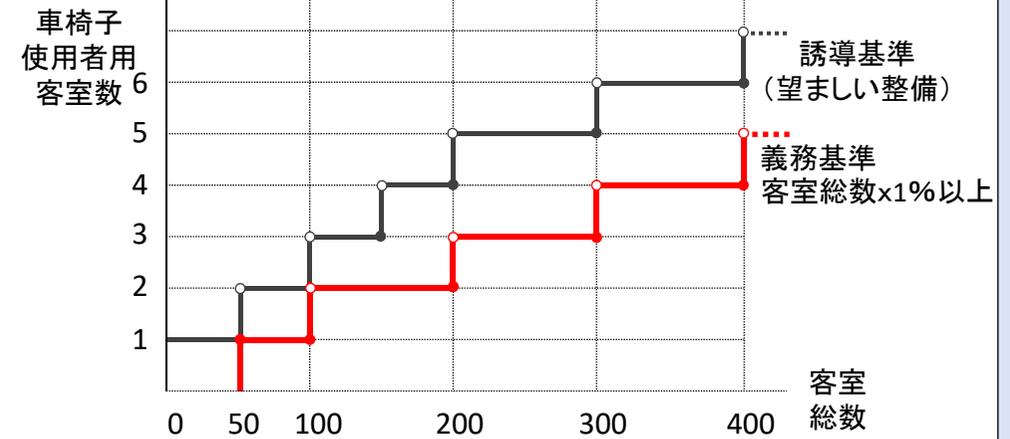
改正後

【政令改正後(平成31年9月1日施行)】

【車椅子利用者用客室の設置数(義務基準)】

- 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築※1する場合は、**建築する客室総数の1%以上※2**の車椅子利用者用客室を設ける。

※1: 建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。
 ※2: 1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数



※車椅子利用者用客室の基準の主な内容

- ・便所、浴室又はシャワー室（浴室等）を含む出入口幅を80cm以上とすること
- ・戸を設ける場合には、その前後に段差が無いこと
- ・車椅子利用者用浴室等及び車椅子利用者用便房については、手すり等を適切に配置し、車椅子利用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

- 施設管理者団体や障害者団体等へのヒアリング調査より、車椅子利用者用客室は「重装備かつ稼働率が低い」「殺風景なことが多い」「浴室、トイレが無駄に広い」「部屋が広いため、料金が高くなる」、一般客室は「車椅子も利用できる室が増えると良い」等のご意見があった。
- これらを踏まえ、高齢者・障害者等の多様なニーズやホテル又は旅館の特徴に応じた施設整備を推進するため、建築計画の手順や要点を見直すとともに、客室モデルごとのバリアフリー対応の水準の見直しや明確化、改修の場合の客室モデルの追加を行う。

2-1. ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点の充実

多様なニーズへの対応に向けて建築計画に際し考慮すべき項目

施設全体

- 施設の種類（ホテル/旅館）、利用目的（観光/滞在/ビジネス等）、立地条件（都市/観光地）、規模、工事の内容（新築/改修）等の条件を考慮すること

車椅子利用者用客室

- バリアフリー対応に加え、快適性やデザイン性に配慮した設計上の工夫を行うこと
- 便所、浴室等、水廻り空間のバリアフリー対応の充実を図ること

一般客室

- 車椅子利用者や視覚障害者、聴覚障害者等、多様な利用者に配慮した室の整備を行うこと

共用部分

- 客室のバリアフリー化に伴った、共用部分の適切な整備を実施すること

ソフト面での対応

- 多様な利用者が円滑に施設を利用できるよう、施設管理者側がバリアフリーに関する情報提供や人的対応等のソフト面での対応を行うことを考慮した計画とすること

改善・改修

- 高齢者、障害者等が利用しやすい室とするための段差解消の方法や運営しながらの改修実施の方法を検討すること

考慮すべき項目
を実現するための
具体的方策



建築計画の手順・要点

【凡例】※赤字はホテル・旅館として主に充実した部分
※青字はホテル・旅館として新規で追加した部分

【建築計画の手順】

- ① **整備方針を設定する。（ホテル又は旅館の事業計画にバリアフリーの観点を盛り込む）**
- ② 利用者の特性とニーズを把握する。
- ③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を検討する。
- ④ 建築主・施設管理者・従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する。
- ⑤ **火災や地震等、非常時の対応を考える。**
- ⑥ **案内・誘導等に必要な人的配置、備品等の貸し出しを計画する。**
- ⑦ バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する。
- ⑧ **情報提供と利用者ニーズの蓄積を活かす。**

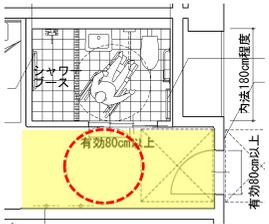
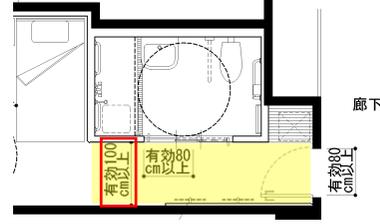
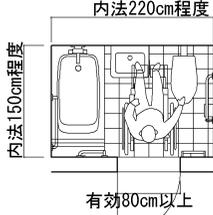
【建築計画の要点】

- ① 連続的な移動動線を計画する。
- ② 適切な有効幅員、空間を確保する。
- ③ 認知性（わかりやすさ）と操作性（使いやすさ）を確保する。
- ④ 情報へのアクセス手段を確保する。
- ⑤ **高齢者、障害者等の客室の選択可能性に配慮する。**
- ⑥ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する。
- ⑦ **従業員等の人的配置、ソフト対応等を踏まえて計画する。**

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

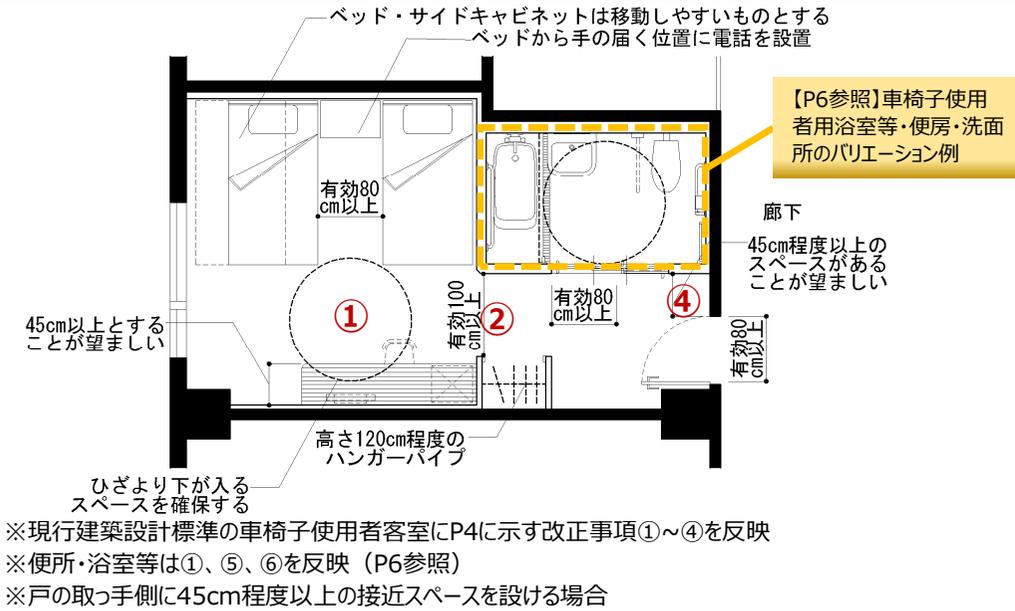
【車椅子使用者用客室の主な改正事項】

	項目	現行	改正案	改正理由（根拠）
①	車椅子の回転に必要なスペースの直径（客室内・便所・浴室等）	直径150cm以上	直径 140~150cm 以上（客室内・便所・浴室等）	車椅子で360度回転可能なスペースである直径150cmを基本としつつ、車椅子で180度回転可能なスペースである幅140cmを最低限とする趣旨から、幅を持たせた。
②	客室出入口からベッド、便房・浴室等に至る主要な通路スペース	【モデル例】 （主要な通路内に直径150cm以上の回転スペースを確保） 	客室出入口からベッド、便房・浴室等に至る主要な通路の 有効幅員は100cm以上とする。 【モデル例】 	主要な通路から便所・浴室等の出入口幅80cmに至る直角路については、車椅子の必要な幅は、こぎ手の大きさの余裕も含めて、通路の有効幅員が100cm確保できれば、移動可能であるため。
③	車椅子使用者が直進でき、方向転回に必要な140cm角以上の水平スペースの確保	客室出入口前後に140cm角以上の水平スペースを設ける	車室使用者用客室 出入口内の140角水平スペースは削除。	施錠のため、客室出入口付近で車椅子が180度の方向転換が可能となるよう記載していたが、客室出入口のオートロックが普及したため、当該記載を削除する。
④	客室の開き戸の接近スペース	特に記載無し	客室の出入口の戸が 内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に45cm程度以上の接近スペース を設けることが望ましい。	望ましい整備として、外開き戸の場合の利用居室の出入口（廊下側）に準じて追加
⑤	介助を要しない利用者を想定する場合で、やむを得ず、便所・浴室又はシャワー室において車椅子の回転スペースが確保できない場合	【モデル例】 （客室内の通路から行き来） 	腰掛便座、浴槽・シャワーチェア等に移乗できる位置に 幅80cm x 奥行き120cm以上のスペース を設ける。 【モデル例】 	通路からの行き来を前提とした場合の水廻り空間内での車椅子スペースの大きさが不明瞭であった。車椅子のJIS規格における幅70cm x 奥行き120cmに、こぎ手や脚の余裕幅10cmを見込み、幅80cm x 奥行き120cmを最低限とした。（幅80cmはベッド間の移乗スペース幅と同寸法）
⑥	車椅子使用者用便房の腰掛便座、手すり	腰掛便座、手すり等を適切に配置する。	・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 【留意点】 腰掛便座、手すり等を適切な配置例 例えば、以下のような具体的な対応が考えられる。 ・腰掛便座の片側に垂直・水平手すりを設けることが望ましい。 ・車椅子から腰壁便座に移乗を容易にするため、腰掛便座の両側に手すりを設けることがより望ましい。 ・両側に手すりを設ける場合、介助等を考慮し、片側の手すりは可動式手すりとすることが望ましい。 ・腰掛便座や手すりの配置状況について、宿泊施設の情報提供の中で紹介することで、高齢者、障害者等の身体障害の種類等に応じて、宿泊施設及び客室を選定できることが望ましい。	車椅子使用者用便房の腰掛便座、手すり等を適切に設置するための具体的な対応例について追加した。

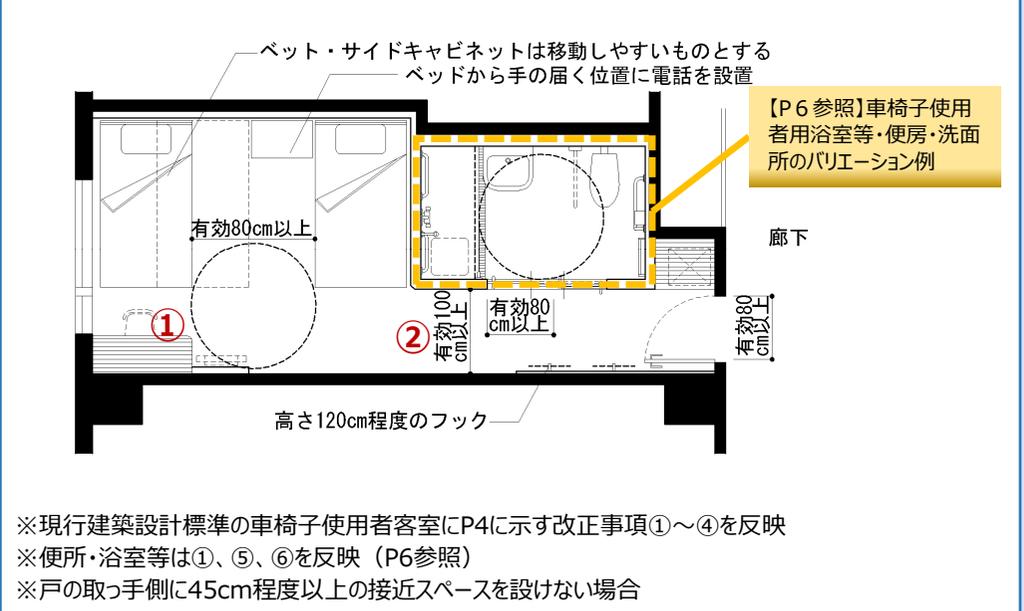
2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

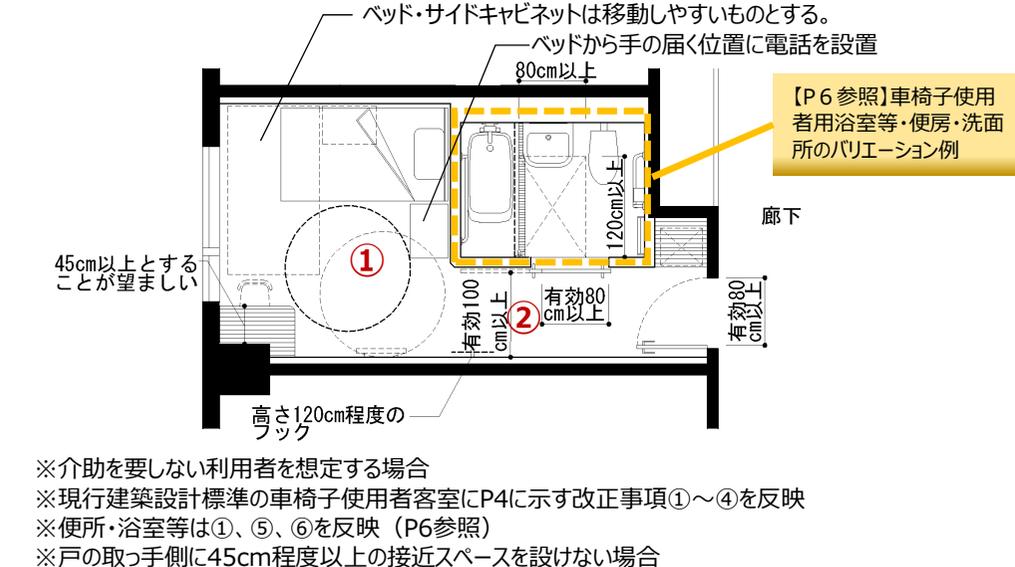
車椅子使用者用客室 1 (ツインルーム) の例



車椅子使用者用客室 2 (ツインルーム) の例



車椅子使用者用客室 3 (シングルルーム等) の例



・車椅子使用者が回転できるスペース
ベッドへの移乗スペースを確保した客室



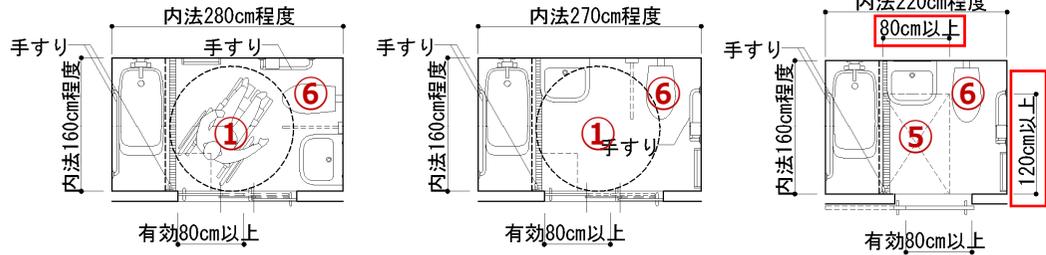
・車椅子使用者用シャワー室の出入口

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

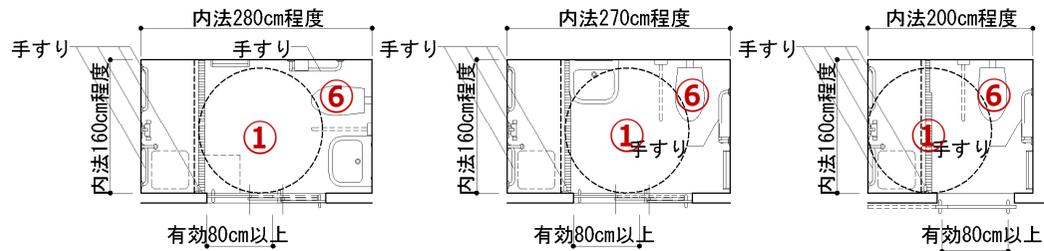
2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

車椅子使用者用浴室等・便房・洗面所のバリエーション例

○ 浴槽・洗面所・便房一体タイプ



○ シャワー室・洗面所・便房一体タイプ

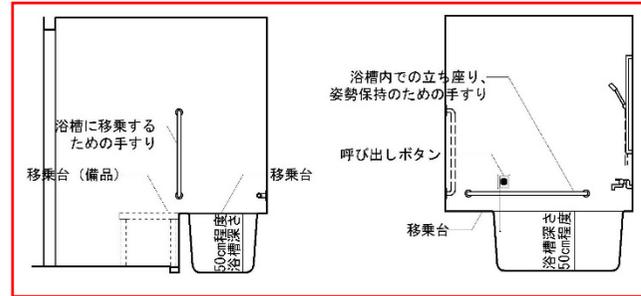


上記モデル以外に、浴室等と洗面所・便房を分離したタイプが考えられる。

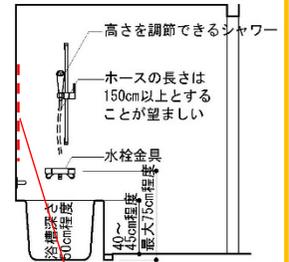
○ 浴槽・洗面所・便房一体タイプ (介助を要しない想定の場合等)

車椅子使用者用浴室又はシャワーの手すり等例

○ 車椅子使用者用浴室の例

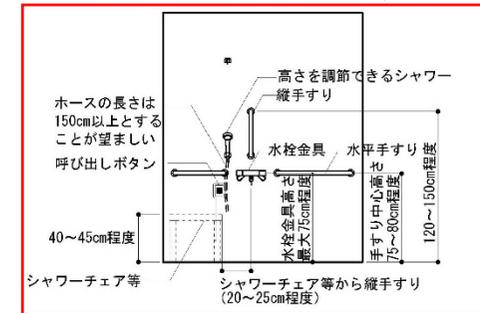


モデル例追加



シャワー使用中の体を支えるための手すりを取止め

○ 車椅子使用者用シャワー室の例



モデル例追加



・上下2箇所に設けたシャワーヘッド掛けと横手すり



・一体的に設けられた便所とシャワー室



・L型の手すりと跳ね上げ式の手すり



・縦手すり、水平手すり兼用の紙巻き器、跳ね上げ式の手すり



・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内の立ち座り、姿勢保持のための手すりを設けた浴槽



・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内の立ち座り、姿勢保持のための手すりを設けた浴槽

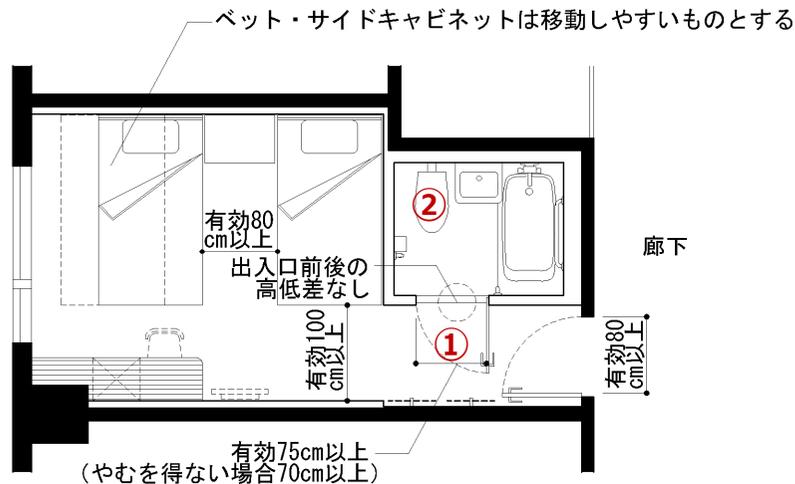
2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-2. 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し

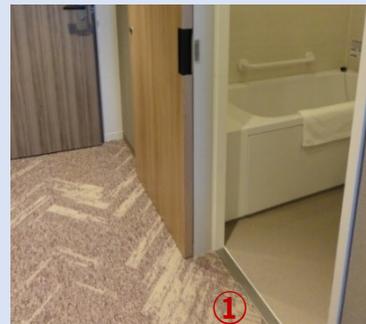
【一般客室の主な改正事項】

	項目	現行	改正案	改正理由（根拠）
①	便所・浴室等の出入口の有効幅員	有効幅員は原則として 80cm以上 とする。 やむを得ず、80cm確保できない場合、 70cm以上 とする。	有効幅員は 原則として75cm以上 とする。 やむを得ず、75cm確保できない場合、 70cm以上 とする。	「一般客室」の便所・浴室等の出入口有効幅員の寸法について再検討・見直しを行った。（※1）
②	一般客室便房の腰掛便座、手すり	腰掛便座、手すり等を適切に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 【留意点】便房や浴室等における着脱式等の手すりについて <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを必要としない利用者が宿泊する際は取り外すことができる着脱式手すり以外に、工事を伴わない組立固定式手すりや置き型手すり等がある。 ・着脱式等の手すりについては、手すり使用時の安全性確認が必須であり、従業員による準備のしやすさ等に配慮されたものを確認した上で、一般客室等に取り付けることができる。 ・着脱式等の手すりのみで構成される便房については、法に基づく車椅子使用者用便房の場合には、適さない。 	既存建物の改修に伴う車椅子使用者用客室内の便房に、脱着式や組立式等の手すりを採用している事例実績があるため、その取扱いについての解説を追加する。

一般客室（ツインルーム）の例



※現行建築設計標準の一般客室に上記の改正事項①・②を反映
 ※戸の取っ手側に45cm程度以上の接近スペースを設けない場合



① 通路から便所・浴室等の出入口



② 便房の垂直手すり



脱着式手すり



組立式手すり(4脚マグネット固定)

※1:一般客室の便所・浴室等の有効幅員の寸法
 * 75cm以上・・・JIS規格に基づく車椅子の全幅70cmが通過可能な幅員とする主旨から、こぎ手等を考慮し、最小余裕幅5cmを見込み75cmとした。
 * 70cm以上・・・車椅子のJIS規格では全幅70cm以下であるが、国内の建築の現状を考慮し、65cm以下を奨励されていることからこぎ手等を考慮し、最小余裕幅5cmを見込み70cmとした。

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-3. 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子利用者用客室の改修モデルの追加

【車椅子利用者用客室の改修の主な改正事項】

項目	現行	改正案	改正理由
① 便房・浴室等の段差解消 (既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合)	客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くして、便房と浴室等の床高さとあわせる。	左記のほか、下記の2つの考えられる段差解消方法を追加 ・客室外の廊下にスロープを設け、車椅子利用者用客室全体の床高さを高くする。 ・便房・浴室等の出入口前後に傾斜路(据え置き型(すりつけ板)の設置を含む)を設ける。	実例調査より

A. 一般客室1室を車椅子利用者用客室1室に改修する例

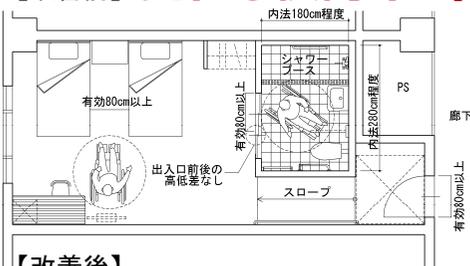
【客室内における段差解消案】

客室内で傾斜路(スロープ)を設け、浴室等・便房を改修し、客室出入口を有効幅80cm以上に改修する案



現行モデル改善例1
の見直し

【改善前】見直し検討中 (次回提示予定)



【改善後】

【共用廊下における段差解消案】

共用廊下で傾斜路(スロープ)を設け、客室出入口を有効幅80cm以上に改修する案

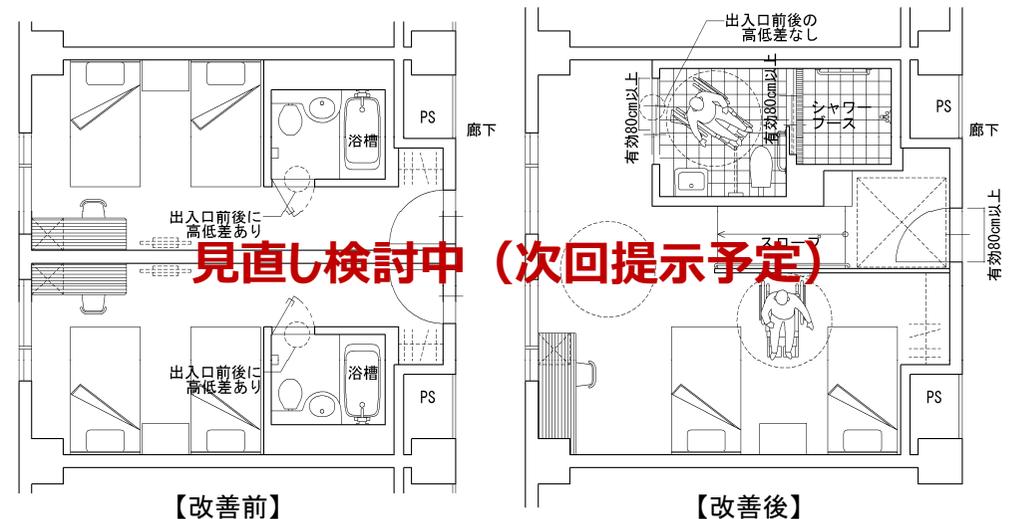
モデル改善例の追加

新規検討中
(次回提示予定)

B. 一般客室2室を車椅子利用者用客室1室 (ファミリータイプ等) に改修する例

一般客室2室を車椅子利用者も含めて家族で宿泊できる客室1室に改修し、ベッド数の増設対応等のフレキシブルな案

現行モデル改善例2
の見直し



【改善前】

【改善後】

見直し検討中 (次回提示予定)

2. 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加

2-4. 和風旅館における車椅子使用者用客室のモデルの追加

【主な改正事項（旅館の車椅子使用者用客室の改修を想定した特記）】

	現行	改正案（新規追加）	改正理由
①	バルコニー・テラス等の記載は、特に無し	車椅子使用者用客室に <u>バルコニー、テラス等を設けた場合の設計標準</u> を追加 ・客室出入口からバルコニー等に至る <u>主要な通路の幅員は100cm以上とすることが望ましい。</u> ・客室からバルコニー等への主要な <u>出入口について有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。</u> <u>戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。</u> <u>戸は、その前後に高低差がないものとすることが望ましい。</u>	実例調査より 通路幅員100cmは 車椅子使用者用客室の通路幅と同寸法。 有効幅員80cmは 車椅子使用者用客室出入口幅と同寸法。

旅館一般客室を車椅子使用者用客室のモデル例

モデル改善例の追加

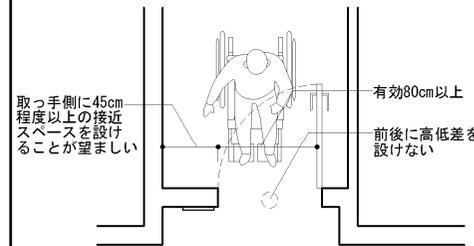
**新規検討中
(次回提示予定)**

2-5. 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加

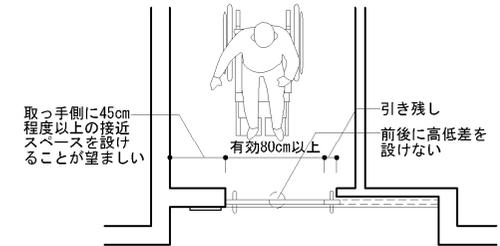
【主な改正事項】

開き戸又は引き戸の出入口有効幅員の寸法と客室出入口が内開き戸又は引き戸の場合、取っ手側に45cm程度のスペースを設けた場合の寸法の取り方について明確化するため、例示を示しながら下記の解説を新規追加した。

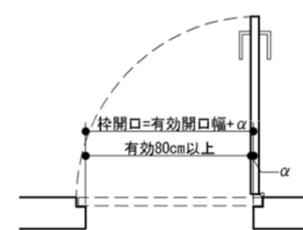
<開き戸の例>



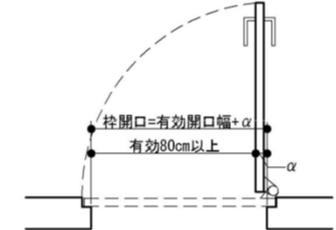
<引き戸の例>



<開き戸：一般的な丁番等の場合>



<開き戸：持出し吊り式のピボットヒンジの例>



※戸が90度以上開くようスペースを確保することが望ましい。

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

- 施設管理者団体や障害者団体等へのヒアリング調査からは「共用部に段差がある」「一般客室内のトイレが使えない場合、客室階に多機能便房があれば、利用できる」「判りやすいバリアフリーの情報提供が必要」「ソフト面の人的対応」等のご意見があった。
- 車椅子利用者用客室の設置数の基準見直しも踏まえ、建築物全体として誰もが円滑に利用しやすい宿泊環境の整備が必要であり、各客室に共通する配慮事項や共用部分の配慮事項の見直しを行った。
- 施設管理者、設計者等が知っておくべきソフト面のバリアフリー対応を充実させ、施設全体として望ましい在り方を示した。

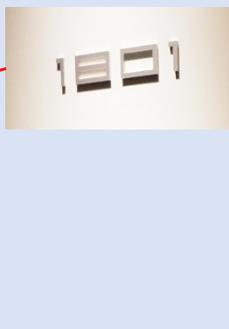
3-1. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加

【主な改正事項】

	項目	現 行	改正案	改正理由
①	各客室に共通する整備 案内表示等	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象の客室が不明確。 ・車椅子利用者用客室のモデル例に「文字の浮き彫り」とする表現がある。 ・事例紹介が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象の客室は全ての客室に共通する。 ・より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車椅子利用者用客室及びそれ以外の一般客室は、案内表示等に配慮して設計することが望ましい。 ・事例の充実 	<p>聴覚・視覚障害者等は車椅子利用者用客室ではなく二一般客室を利用する機会が多いこと、一方で、車椅子利用者用客室のみにしか情報伝達設備等が備えられていない場合が多いことから、見直しを行った。</p>
②	客室へのソフト面の工夫 (情報提供とコミュニケーション) (備品の対応、貸し出し)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し出し対象の客室が不明確。 ・事例紹介が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し出し対象は各客室への対応を可能とする。 ・それぞれの高齢者、障害者等の利用者の特性に応じて車椅子利用者客室のみならず、一般客室を含めて各客室に一時的に施設管理者がソフト面の工夫を行うより、多様なニーズに対応できる。 ・事例の充実 	
③	ハード・ソフトの両面による情報伝達設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象の客室が不明確。 ・光警報装置は施設整備や貸し出しによる回転灯呼出し等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象の客室は客室の一部とし、ソフト対応は各客室への対応を可能とする。 ・聴覚・視覚障害者対応で呼出し、目覚し、電話・FAX、携帯電話振動検出、火災警報の様々な感知・伝達（光又は振動）が必要であり、ハードで備える場合とソフトの貸し出し対応の両方があることを明確化する。 	



①浮き彫りの部屋番号表示



②貸し出し車椅子及び杖
(玄関付近に据え置き)



②滑り止めマット
浴槽移乗台



②浴室用車椅子



②シャワーチェア



②スタッフへの連絡や、室内環境の調整可能なタブレット



③ノックセンサー(光又は振動による情報伝達)



貸し出し

施設整備

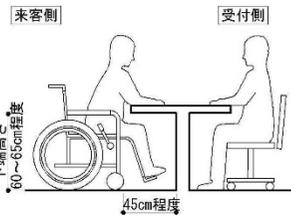
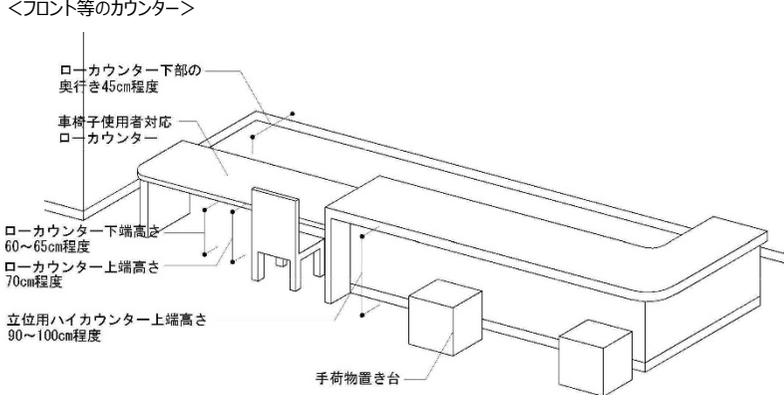


貸し出し

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

3-2. ホテル・旅館における共用部分に関する配慮事項の追加

【主な改正事項】 (ホテル・旅館の共用部分についても、現行の建築設計標準「第2章 単位空間等の設計」が参照され適用される。以下は、特に、ホテル・旅館に特化した内容について、今回、追補版に追加した事項を記載。)

	項目	現行基準	改正案	<改正理由：実例調査等より>
①	単位空間等の設計 目次改正	・浴室・シャワー室・脱衣室・更衣室	・ <u>共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）</u> 、脱衣室	
②	単位空間等の設計 目次追加	・特に無し	・ <u>レストラン・食堂・宴会場・バンケットホール、売店等</u>	
③	建築物の出入口 受付カウンター	<p>●受付カウンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立位で使用するカウンター等には車椅子使用者用カウンターを併せて設ける。 ・高さはカウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。 ・カウンター等の下部スペースの奥行きは45cm程度とする。 <p><モデル例> (庁舎窓口のカウンターを想定したモデル例)</p>	<p>●受付カウンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロント等には、立位で使用するハイカウンター及び、座位で使用する高齢者や車椅子使用者対応のローカウンターを設ける。 ・その他、同左とする。 <p><モデル例> <u>(ホテル・旅館におけるフロント等のカウンターに改正)</u></p> <p><立位で使用するハイカウンターの高さの例></p>  <p><座位で使用する高齢者や車椅子使用者対応のローカウンターの高さの例></p>  <p><フロント等のカウンター></p>  <p>高齢者・車椅子使用者対応のローカウンター</p>	
④	エレベーター	<p>●車椅子使用者対応かご内の主操作盤、副操作盤におけるカードリーダ認識部</p> <p>特に記載無し</p>	<p>●車椅子使用者対応かご内の主操作盤、副操作盤におけるカードリーダ認識部の位置</p> <p>・着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、<u>カードリーダ認識部の位置は、車椅子使用者に配慮した高さとする</u>ことが望ましい。</p>	
⑤	便所・洗面所	<p>●車椅子使用者用便所の配置</p> <p>特に記載無し</p>	<p>●車椅子使用者用便所の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用部分に車椅子使用者用便房を設ける場合、その位置は、<u>フロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共同浴室等の利用居室と同一階とする</u>ことが望ましい。 ・<u>客室階に共用の車椅子使用者便房を1以上設ける</u>ことが望ましい。 	

3. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の充実

3-2. ホテル・旅館における共用部分に関する配慮事項の追加

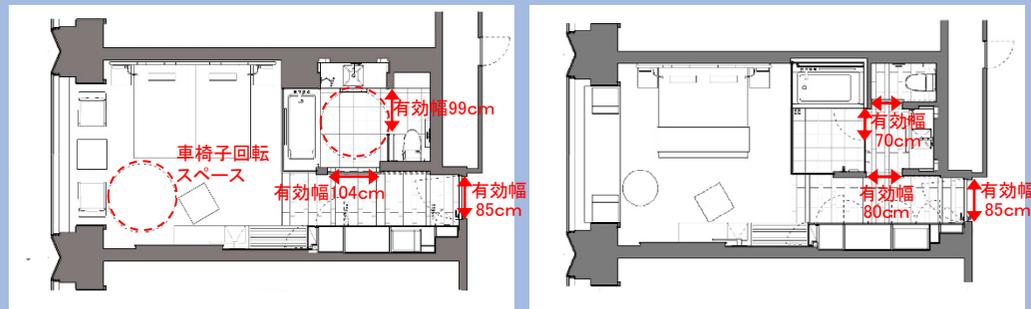
【主な改正事項】 (ホテル・旅館の共用部分についても、現行の建築設計標準「第2章 単位空間等の設計」が参照され適用される。以下は、特に、ホテル・旅館に特化した内容について、今回、追補版に追加した事項を記載。)

	項目	現行基準	改正案 <改正理由：実例調査等より>
⑥	<p>・共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）、脱衣室</p>	<p>●浴室・シャワー室 ・床には段を設けない。 ●脱衣室・更衣室 ・床には段を設けない。</p> <p><モデル例> 履替えライン（高低差なし）</p>	<p>●共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）、脱衣室 ・車椅子使用者が利用できる共同浴室を設ける場合、廊下から脱衣室を通過し、浴室に至る経路には段差を設けない。但し、水処理等の段差が生じる場合は2cm以下の単純段差とする又はスノコや傾斜路（据え置き型（すりつけ板）の設置等を含む）により対応する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1630 363 1883 544">  <p data-bbox="1630 555 1883 603">スロープで上り框の段を解消した脱衣室</p> </div> <div data-bbox="1899 363 2136 544">  <p data-bbox="1899 555 2136 603">下足置場前の靴脱ぎスペース（上り框等の段は設けず、上上材や見切材で区分されている。）</p> </div> </div>
⑦	<p>・レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、売店等</p>	<p>・特に無し</p>	<p>●レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、売店等 ・車椅子使用者の利用が想定される施設の出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。 ・車椅子使用者の利用が想定される施設の床には段差を設けないことが望ましい。 ・車椅子使用者の利用が想定されるレストラン・食堂は車椅子使用者に配慮し、テーブル席とすることが望ましい。</p>
⑧	<p>宴会場・バンケットホール</p>	<p>●聴覚障害者用集団補聴装置 難聴者等の観劇・観覧等に配慮し、劇場・競技場等における客席・観覧席には聴覚障害者用集団補聴装置等を設ける。</p>	<p>●聴覚障害者用集団補聴装置 ・難聴者等に配慮し、宴会場・ホールには聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設けることが望ましい。</p>
⑨	<p>災害時の避難・誘導 (現行：避難設備・施設)</p>	<p>●避難設備・施設 特に視覚障害者、聴覚障害者等に情報伝達を行うための配慮が重要とする。 ●一時待避スペースの確保等 ・施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましい。 ●留意事項として聴覚障害者等に対応した火災設備等に関するガイドライン等の紹介 「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁（平成23年4月） 「光警報装置の設置に係るガイドライン」総務省消防庁（平成28年9月） 「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」（平成17年3月）総務省消防庁</p>	<p>●特に視覚障害者、聴覚障害者、外国人等に情報伝達や避難誘導等を行うための配慮が重要とする。 避難情報及び避難経路は、外国語の併記をすることが望ましい。 ●車椅子使用者用客室の設けられた階には、安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましい。 ●留意点として関連するガイドラインを追加紹介。 ・観光庁「自然災害発生時の訪日外国人への初動対応マニュアル策定ガイドライン」2014年10月 観光施設や宿泊施設等が、日本人旅行者に対するのと同程度迅速性と正確性をもって、訪日外国人旅行者への情報提供や避難誘導を行うことを目指して、観光施設や宿泊施設が作成している初動対応マニュアルに、訪日外国人旅行者対応を盛り込む際のガイドライン ・消防庁「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」2018年3月 多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅、競技場、ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。 1 デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化 2 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等） 3 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施 ・消防庁「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」2018年3月等</p>

4. 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

- 建築主や設計者等が個々のプロジェクトの企画・設計・施設管理をまとめるにあたり、優良事例を参考に活用できるよう、様々な特徴あるホテル又は旅館について事例調査を行い、建築物全体として、バリアフリー対応の優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、デザイン性・快適性を踏まえたきめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながる効果的なバリアフリー改修等について「設計事例集」にとりまとめる。
- 建築物の一部分のバリアフリー対応が優れた事例は、設計標準の各項目においてパーツとして紹介する。

総客室数250室のうち、UDルーム5室、高齢者、障害者等に配慮した一般客室223室、計228室（9割）を備えたラグジュアリーホテル
【ザ・プリンスギャラリー 東京紀尾井町（2016年新築）】



ユニバーサル（車椅子使用者用客室）

デラックスキング（一般客室）

ハード面とソフト面（貸出し、有資格者の配置等）を兼ね備えたユニバーサルサービスの充実を図った、京都駅直結型シティホテル
【ホテルグランヴィア京都（1997年竣工・2007～9年改修・2017年～20年改修）】



貸出し備品（パスボード、シャワーチェア、屋内信号装置等）

フロント・カウンター

既存事務所ビルからの用途変更に伴い、全面改修が行われたホテル
【RAKURO京都（1986年・1990年竣工→2018年改修）】



共用廊下のスロープ設置により段差解消（車椅子使用者用客室内のフラット化）

浴室独立タイプによる付加価値の向上（便房・脱衣室内で回転スペース確保）

複数回にわたる改修により、客室及び共用部のバリアフリー化を図った和風旅館
【ホテル はつはな（1993年竣工→2005年等改修）】



ビューバス付き和洋室客室

移乗台・手すりがある浴室（ひのき風呂付和洋室客室）